

計算書類に対する注記（法人全体）

社会福祉法人 下水流福祉会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券等・・・償却原価法（定額法）
- ・ 上記以外の有価証券で時価のあるもの・・・決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法により計算している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・独立行政法人福祉医療機構の退職手当共済制度に加入しているため計上していない。

賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、賞与及び法定福利費の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

徴収不能引当金・・・期末の債権について個別に回収不能見込額を計算して計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人が採用する退職給付制度

当法人は独立行政法人福祉医療機構に加入し、同機構からの給付金をもって退職金としている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第 1 号の 1 様式、第 2 号の 1 様式、第 3 号の 1 様式）

(2) 事業区分内訳表（会計基準省令第 1 号の 2 様式、第 2 号の 2 様式、第 3 号の 2 様式）

当法人は社会福祉事業のみを行っているため、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式）

当法人は拠点が 1 つなので作成していない。

- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人は収益事業を実施していないため作成していない。

- (5) 拠点区分における計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

下水流福祉会拠点

- 1)本部サービス区分
- 2)しもずる保育園サービス区分
- 3)しもずる児童クラブサービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	72,411,339	0	3,683,438	68,727,901
合計	72,411,339	0	3,683,438	68,727,901

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	68,727,901 円
計	68,727,901 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金

（1年以内返済予定額を含む）	5,480,000 円
計	5,480,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基）	184,857,750	116,129,849	68,727,901
建物（固）	22,717,929	17,698,134	5,019,795
構築物	9,007,718	5,119,018	3,888,700
車両運搬具	297,625	297,623	2
器具・備品	22,282,497	13,982,345	8,300,152
計	239,163,519	153,226,969	85,936,550

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,170,340	405,220	17,765,120
合計	18,170,340	405,220	17,765,120

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第3回利払繰延条項・期限前 償還条項付無担保社債（劣後 特約付）	17,000,000	16,566,500	-433,500
計	17,000,000	16,566,500	-433,500

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするための必要な事項

該当なし